

○財務省告示第十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成三十年十二月七日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成三十一年一月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（二十年）（第五百

十回、第五百五十五回、第五百五  
九回、第六百六十三回、第六百六  
四回及び第六百六十五回）、利付国  
庫債券（三十年）（第十五回、第  
十六回、第二十回、第二十一回、  
第二十三回、第二十五回、第二  
十七回、第二十八回、第三十回、  
第三十一回、第三十二回、第三  
十四回、第三十八回、第三十九  
回、第四十回、第四十三回、第  
四十四回、第四十六回及び第五  
十九回）及び利付国庫債券（四  
十年）（第七回及び第八回）

二 発行の根拠  
特別会計に関する法律（平成十

九年法律第二十三号）第四十七

三 振替法の適用  
社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
利回り格差（第十七号に規定す  
る利回りに応募した者が加算す  
る数値をいう。次号において同

四 発行方法

五	募入決定の									
六	方法									
七	発行額									
八	払込金額									
九	最低額面金額									
十	振替単位									
十一	発行価格									
十二	利率									
十三	経過利率									

じ。を競争に付して行われる入札による発行利率の差を各申込みの利率を順次さいもとのからその応募額を割り当てる。その利率を順次額面金額で四九百九十八億円内訳（別表のとおり）

五千万円  
三千万円  
五千万円  
五千万円  
五千万円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成三十年十二月七日

発行対象国債のごとに、額面金額を出したとき、次の算式により算

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \left[ \frac{1 + \text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right] \times \text{残存年数}$$

（別表のとおり）  
募入決定の通知を受けた者は、払込金額に追加、次の算式により算出した金額を払込日に払い込むものとす。

各発行対象国債の額面利率の／子に  
各発行対象国債の前十号過同日  
100×各発行対象国債の第十号過同日  
支払期日発行日か、発行日同日  
支規（利率の発行日／同日）  
日

利付国庫債券 (第二十年) (第五百十五回)	利付国庫債券 (第二十年) (第五百十回)	名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行金額 (額面金額)
一・〇%	一・四%			平成九年四月二十六日 平成十年四月二十七日	二千七百二十億円
一・〇%	一・四%			平成十年四月二十七日	十億円

(別表)

二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四						
払込期日	入札参加	払場所支	元利回金の支	象回国債の対	各発行対る	準とすの基	入札の金額	償還期限	償還期限	償還期限	償還期限	償還期限
平成三十年十二月七日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	の単利回りとする。	考統計表に掲載された平均値	会が発表した会社店頭売買参	年十二月六日付で日本証券業協	銘柄毎の基準利回りは、平成三十	額面金額につき百円	（別表のとおり）	（別表のとおり）	（別表のとおり）	（別表のとおり）

第十号に規定する発行日後の各  
 発行対象国債の支払期を、支  
 行対各支払期において、次  
 算式により算出た金額を支  
 う。ただし、支払期が銀行  
 日に当たるときは、その翌  
 日に支払う（償還期限につ  
 いて）。

同。償還期限に  
 日本銀行の額面金額×年  
 利率÷100×1/2

（（利 第三付 二十年 七） 回） 券	（（利 第三付 二十年 五） 回） 券	（（利 第三付 二十年 三） 回） 券	（（利 第三付 二十年 一） 回） 券	（（利 第三付 二十年 回） 券	（（利 第三付 十年 回） 券	（（利 第三付 十年 回） 券	（（利 回第二 百十 六） 回） 券	（（利 回第二 百十 六） 回） 券	（（利 回第二 百十 六） 回） 券	（（利 回第二 百十 五） 回） 券
二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	○ ・ 五 %	○ ・ 五 %	○ ・ 六 %	○ ・ 六 %
日年平 九成 月四 二十九	十年平 日十成 二四 月十 二十八	日年平 六成 月四 二十八	十年平 日十成 二四 月十 二十七	日年平 九成 月四 二十七	日年平 九成 月四 二十六	日年平 六成 月四 二十六	六平 月成 二五 月十 日年	三平 月成 二五 月十 日年	十年平 日十成 二四 月十 二十九	十年平 日十成 二四 月十 二十八
七十 億 円	百 八 億 円	十 一 億 円	三 十 五 億 円	二 十 二 億 円	十 九 億 円	四 十 九 億 円	億八 百九 十六	百 十 億 円	十 億 円	六 十 六 億 円

（（利 第三付 五十年 九）庫 回）債 券）	（（利 第三付 四十年 六）庫 回）債 券）	（（利 第三付 四十年 四）庫 回）債 券）	（（利 第三付 四十年 三）庫 回）債 券）	（（利 第三付 四十年 回）庫 ）債 券）	（（利 第三付 三十年 九）庫 回）債 券）	（（利 第三付 三十年 八）庫 回）債 券）	（（利 第三付 三十年 四）庫 回）債 券）	（（利 第三付 三十年 二）庫 回）債 券）	（（利 第三付 三十年 一）庫 回）債 券）	（（利 第三付 三十年 回）庫 ）債 券）	（（利 第三付 二十年 八）庫 回）債 券）
○ ・ 七 %	一 ・ 五 %	一 ・ 七 %	一 ・ 七 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	一 ・ 八 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %
六平 月成 二六 十十 日年	日年平 三成 月五 二十七	日年平 九成 月五 二十六	日年平 六成 月五 二十六	日年平 九成 月五 二十五	日年平 六成 月五 二十五	日年平 三成 月五 二十五	日年平 三成 月五 二十三	日年平 三成 月五 二十二	日年平 九成 月五 二十一	日年平 三成 月五 二十一	三平 月成 二五 十十 日年
二 百七 億 円	六 十 一 億 円	二 十 億 円	四 億 円	六 十 四 億 円	十 億 円	六 十 九 億 円	九 十 五 億 円	三 十 四 億 円	十 五 億 円	五 十 八 億 円	円百 三十 七億

（利付国庫債券） （第四十年回）	（利付国庫債券） （第四十年回）
一・四%	一・七%
平成三十一年六月二十七	平成三十一年六月十六
二十五億円	九十一億円